

納税相談開催のお知らせ！

平成22年2月16日(火)～3月2日(火)まで

平成22年2月16日(火)から3月15日(月)の期間、平成21年分の所得税確定申告が始まるのに併せて、平成22年度住民税・国民健康保険税の申告受付を行います。

役場では、「納税相談日程表」とおり、2月16日(火)から3月2日(火)まで、役場2階の会場において、納税相談を行います。申告が必要な方は、印鑑と必要書類を準備して会場へお越しください。申告しなかったり、必要な事項が記入されていない場合は、所得の証明や各種控除が受けられず不利益となりますので、正しい申告をしてください。

申告は、所得に対する税金を正しく計算するだけでなく、各種届出、保険や保障等を受ける際、必要となる所得証明のための大切な手続です！

確定申告について

確定申告については、国税庁ホームページから申告書が作成できたり、申告用紙や書き方、税金についての質問コーナーなど、判りやすく参考になりますので、ご活用ください。また、今回の申告から、国税の電子申告システム『e-tax(イータックス)』を利用し

て申告した場合、最高五千円の税額控除が受けられるなど、利点も多いので、自宅でインターネットができる方は、ご利用ください。ただし、事前申込みと公的個人認証が必要なので、お早めにお申し込みください。詳しくは津山税務署までお問い合わせください。

税務署では、確定申告の自書申告を推進しています。申告書は、自分で書きましょう！

《申告が必要な方》

確定申告(所得税)

- 事業所得(商業、工業、農業林業等からの所得)や不動産所得(地代、家賃)などがある方で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超え、かつ、住宅取得控除などの税額控除を超える方。
- 土地、建物などを譲渡した方。
- 給与収入が年間2000万円を超える方。
- 給与以外の所得が20万円を超える方。
- 給与を2箇所以上から受けている方など。

住民税(村県民税)

- 平成22年1月1日現在、西粟倉村に居住されていた方。ただし、次の方は申告の必要がありません。
- ◎所得税の確定申告書を提出された方。
- ◎給与所得だけの方で、勤務先から役場へ源泉徴収票が提出されている方。
- ◎所得のない配偶者、未成年者等の被扶養者。

※平成21年中に収入がなかった方でも、国民健康保険税加入者の方や年金の免除申請など、各種証明が必要な方は必ず申告してください。

◎しっかり準備して、スムーズな受付にご協力を!!

- ・給与、賃金、年金等にかかる源泉徴収票は必ず持参しましょう。
- ・生命保険一時金等は、通知を持参し必ず申ししましょう。
- ・農業所得は、項目別にまとめて、集計しておきましょう。

【お問い合わせ先】

- 所得税・消費税・贈与税等の国税について
- ◎津山市田町67(午前9時～午後5時まで)
津山税務署(0868)22-3147(代表)
- ◎国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
- ◎e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>
- 住民税について
役場総務企画課 79-2111
- 国民健康保険税について
役場保健福祉課 79-7100

平成21年分所得税・平成22年度住民税納税相談日程表

会場： 役場2階 小会議室	
午前8時45分 ～ 午後4時	
2月16日(火)	別 府
17日(水)	引 谷
18日(木)	中土居
19日(金)	下土居
22日(月)	筏 津・知 社
23日(火)	影 石
24日(水)	塩 谷
25日(木)	猪之部・谷 □
26日(金)	大 茅
3月1日(月)	坂 根・村営住宅
2日(火)	期間中申告できなかった方

※ お願い 申告受付当日は大変混み合いますので、できるだけ地区割り当ての日にお越しくださいますようご協力お願いいたします。

■■申告に必要なもの■■

税務署から申告書が届いている方は、必ずその申告書を持参してください。

- ☆ 印鑑。
- ☆ 給与所得者及び公的年金受給者の方は、源泉徴収票《本人交付用》。
- ☆ 農業所得申告される方は、収支計算書(帳簿)。
- ☆ 医療費控除を受けられる方は、支払った医療費の領収書・明細書と、健康保険・生命保険などで補てんされる金額が判る明細書。
- ☆ 国民年金保険料、生命・地震保険控除等の控除を受けられる方は、支払い保険料の証明書。
- ☆ 住宅取得控除を受けられる方は、登記簿謄本・請負(売買)契約書・住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書・住民票の写しなど。
- ☆ 山林所得・土地、建物等の譲渡所得のある方は、売買契約書または明細書。
- ☆ 税金の口座振替及び還付を受けられる方は、振込先が判るもの(預金通帳等)。

※ この他にも、それぞれの事例毎に必要な書類があります。早めに津山税務署もしくは、役場総務企画課までご相談ください。

・・・平成22年度住民税の主な税制改正・・・

1. 村県民税の住宅ローン控除制度が改正されました。

平成19年度に導入された村県民税の住宅ローン控除制度について、平成22年度から、控除を受けるための村への申告が不要となりました。また、平成21年から平成25年までに入居した人についても、あらたに制度の適用対象になりました。

対象となる人

- ・平成11年から平成18年までに入居し、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある人
従来は、村へ申告書の提出が必要でしたが、平成22年度からは、村へ申告書を提出しなくても自動的に村県民税の住宅ローン控除の適用が受けられるようになります。
 - ・平成21年から平成25年までに入居し、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある人
- ※ 平成19年から平成20年までに入居した人については、所得税の控除期間を15年に延長する特例の選択制度が設けられているため、村県民税の住宅ローン控除の適用対象にはなりません。

注意点

- ・前提として、従来どおり、年末調整あるいは確定申告にて所得税の住宅ローン控除の適用を受ける必要があります。
- ・課税山林所得を有する人など、従前の申告による計算方法が有利となる場合は、期限内の申告をすることもできます。この場合の申告期限は、制度の適用を受けようとする年の3月15日となります。

2. 減価償却の耐用年数が変更になりました。

これまで、細分化されていたものが業種や用途毎にまとめられていますので、申告をされる際には注意してください(これまで所有されていた資産も対象です)。

農業用設備 7年に統一 林業用設備 5年に統一 軽トラックはこれまでどおり4年です。